

建築物移動等円滑化基準チェックシート

(計画名称: _____)

設計者: _____

※該当する項目で適合する場合はチェック欄に「○」を記入し、該当がない場合はチェック欄に「－」を記入する
 ※特定施設等の欄の「第○条」は、バリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	チェック欄
廊下等 (令第11条)	①表面は滑りにくい仕上がりであるか	
	②点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※告示①②③	
階段 (令第12条)	①手すりを設けているか (踊場を除く)	
	②表面は滑りにくい仕上がりであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまづきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※告示③④	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (令第13条)	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	②表面は滑りにくい仕上がりであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※告示①②③④	
便所 (令第14条)	①不特定多数利用便所を階数の数以上設けているか ※⑥⑦	
	②車椅子使用者用便所の設置	
	(1)便所設置階に1以上設けているか(男女別の場合それぞれ1以上) ※⑧⑨⑩	
	(2)床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合、小規模階の床面積の計が1,000㎡に達するごとに1以上設けているか(端数切り捨て) * 便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみの階を除く)の数以上	
	(3)床面積が10,000㎡超の階(大規模階)を有する場合以下の数を設けているか ・階の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下:2以上 ・階の床面積が40,000㎡超:20,000㎡ごとに1以上を追加(端数切り上げ) * 当該階の不特定多数利用便所の箇所数(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く)がこの数より少ない場合は、当該便所箇所数以上	
	③車椅子使用者用便房の構造	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	④オストメイトを設けているか(1以上)(男女別の場合それぞれ1以上)	
	⑤床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	
劇場等の客席 (令第15条)	①車椅子使用者用部分を設けているか ・座席の数が400以下:2以上 ・座席の数が400超:座席数の1/200以上(端数切り上げ)	
	②車椅子使用者用部分の構造	
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)奥行きは135cm以上であるか	
ホテル・旅館 (令第16条)	(3)床は平坦であるか	
	①車椅子使用者用客室を客室総数の1/100(端数切り上げ)以上設けているか(客室の総数50以上が対象)	
	②車椅子使用者用客室の便所(当該階に共用の車椅子使用者用便房(男女別の場合はそれぞれ1以上)を設けている場合を除く)	
	(1)車椅子使用者便房を設けているか	
	a)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	b)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)戸は車椅子使用者が通過しやすく前後に水平部分を設けているか	
	③浴室又はシャワー室を設けているか(建築物に共用の車椅子使用者用浴室等(男女別の場合はそれぞれ1以上)を設けている場合を除く)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)戸は車椅子使用者が通過しやすく前後に水平部分を設けているか	

建築物特定施設等	チェック項目	チェック欄
敷地内の通路 (令第17条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまづきにくいものか	
	③傾斜路	
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
駐車場 (令第18条)	①車椅子使用者用駐車施設を設けているか(端数切り上げ) ※告示⑪⑫ ・全駐車台数が200以下:駐車台数の2/100以上 ・全駐車台数が200超:駐車台数の1/100+2以上	
	②車椅子使用者用駐車施設の構造	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けているか	
標識 (令第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識の内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210Iに適合しているか)	
案内設備又は案内所 (令第21条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	
案内設備又は案内所までの経路 (令第22条)	①視覚障害者が円滑に利用できる経路か(不特定多数の者又は視覚障害者が利用するものが対象。以下同じ)(1以上) ※告示③⑤	
	②視覚障害者移動等円滑化経路の構造	
	(1)線状ブロック及び点状ブロック等の敷設又は音声等により誘導する設備の設置(進行方向を変更する必要がない風除室は免除)	
	(2)車路に近接する部分に点状ブロック等が敷設してあるか	
	(3)段又は傾斜がある部分の上段に点状ブロック等が敷設してあるか ※告示①②④	

※告示

■H18年国交省告示1497号(利用上支障がないものとして大臣が定める部分)

- ①:勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ②:高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ③:主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ④:段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
- ⑤:案内所から出入口を容易に視認でき、かつ道等から出入口まで視覚障害者移動等円滑化経路で誘導する場合

■R6年国交省告示1074号(便所)

- ⑥:地上階で出入口に近接する別施設に不特定多数利用便所がある階
- ⑦:不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- ⑧:地上階で出入口に近接する別施設に車椅子使用者用便房がある場合
- ⑨:別の階に設ける場合
- ⑩:男子用(女子用)の不特定多数利用便所のみを設ける階で、男子用(女子用)の車椅子使用者用便房のみを設ける場合

■R6年国交省告示1072号(駐車場)

- ⑪:機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている
- ⑫:機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
 - イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること
 - ロ 機械式駐車場の駐車台数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、全駐車台数に対する車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること

移動等円滑化経路の基準

建築物特定施設等	チェック項目	チェック欄
経路 (令第19条第1項)	①移動等円滑化経路(それぞれ1以上、(4)はその全て) (1)道等から利用居室までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合は、当該客席の出入口と車椅子使用者部分との間の経路(車椅子使用者用経路)を含む。 ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。 (2)利用居室から車椅子使用者用便房までの経路 (3)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (4)公共用歩廊の一方の道から他方の道等までの経路	
階段(第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段併設の場合は90cm以上)であるか ②勾配は1／12以下(高さ16cm以下の場合は1／8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
昇降機 (第五号)	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)籠の幅は140cm以上であるか (3)籠は車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合(自動車庫に設ける場合を除く(告示1494号)) (1)上記①から⑧を満たしているか (2)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
特殊構造又は使用形態の昇降機 (第六号)	①エレベーターその他の昇降機の場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)籠の幅は70cm以上かつ奥行きは120cm以上であるか (3)籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
敷地内の通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2)勾配は1／12以下(高さ16cm以下の場合は1／8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1／20以下の場合は免除)	
(令第19条第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

令第14条チェックシート(便所)

・政令第14条に基づき設置する「不特定多数の者等が利用する便所」及び「車椅子使用者用便房」の箇所数を確認するもの

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者等が利用する部分の床面積 (㎡)	階の種類	不特定多数利用便所の箇所数(男女)	車椅子使用者用便房の箇所数(男女)	備考	
階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数利用便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() ☐ その他管理運営上やむを得ない階()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数利用便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() ☐ その他管理運営上やむを得ない階()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数利用便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() ☐ その他管理運営上やむを得ない階()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
2階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数利用便所	☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() ☐ その他管理運営上やむを得ない階()
						車椅子使用者用便房	☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
1階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階			不特定多数利用便所	☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階() ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階() ☐ その他管理運営上やむを得ない階()
						車椅子使用者用便房	☐ 車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある地上階 ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階(設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用(女子用)の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階